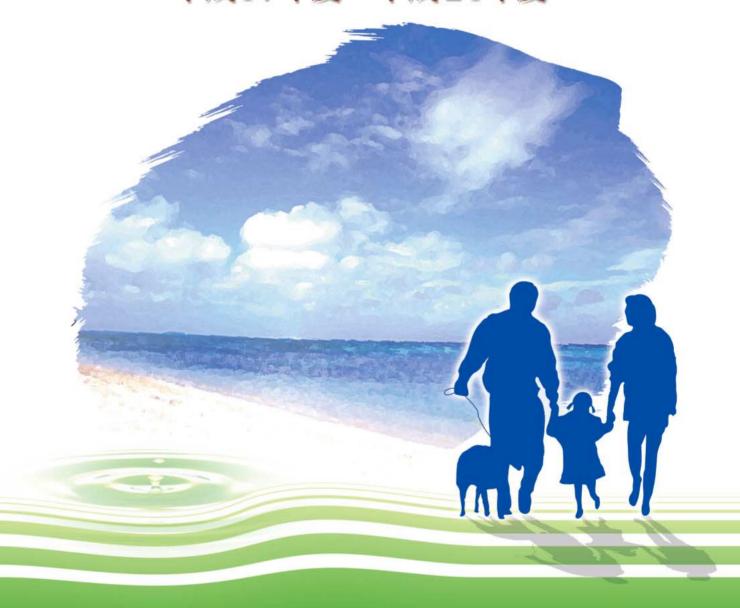
茅ケ崎市地域福祉計画

平成17年度~平成21年度



平成17年(2005年)3月

茅ヶ崎市

はじめに

我が国は、本格的な少子・高齢社会を迎えようとしており、社会構造が急速に変化するなかで介護保険制度の改革や次世代育成支援対策等の少子・高齢化への取り組み等、高齢者をはじめ障害者、児童等の福祉制度は大きな転換が図られています。



本市における人口の高齢化率は現在、17パーセントを超えておりますが、今後もさらに少子・高齢化の傾向は進行していくと予測されます。これまで市では、高齢者・障害者・児童等に関係する福祉計画を策定し、その充実に努めてまいりましたが、すべての市民が心豊かに安心して暮らしていくためには、地域と行政、関係機関などの連携・協働のもとに多様な福祉サービスの提供と体制づくりが必要となります。このため、住み慣れた家や地域で自分らしく暮らしたいという願いをかなえるために、介護保険や生活保護等に代表される公的サービス、地域住民の福祉活動、民間による有料の各種サービスを組み合わせて、地域のなかでみんなが支え合つていくことを目指して、地域福祉計画を策定いたしました。

計画の策定に当たりましては、公募による92名の市民のみなさまが11のワーキンググループを立ち上げ、また、障害者、高齢者、児童、総合調整といった4つの専門部会および専門部会の代表者や福祉関係団体等の市民による地域福祉計画策定委員会の3重構造によって行いました。

この計画は、地域におけるさまざまな福祉の課題等を整理し、目指す基本理念を 「市民一人ひとりを尊重し、人間らしく心豊かに暮らせるまちをつくります。」とい たしました。

住み良い地域社会を築くためには、この計画で掲げました地域の課題解決に向けた基本施策を、市民のみなさまと行政が協働して推進していくことが大切であると思っています。また、市といたしましても、より質の高い公的サービスの提供ができますよう、その充実に取り組んでまいります。

最後になりますが、この計画策定に当たりアンケート調査にご協力をくださいました市民のみなさまや貴重なご意見をいただきましたワークショップのみなさま、さらに、多大なご協力とご指導をいただきました専門部会と計画策定委員会の委員の方々に厚くお礼申し上げます。

平成17年3月

目 次

第1草	地域福祉計画」とは何か。	
1	地域福祉計画の定義	1
2	地域福祉計画をつくる理由	
3	地域福祉計画の位置づけ	4
4	茅ヶ崎市地域福祉計画の主な特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
5	計画期間	11
6	計画づくりの経過	12
第2章	地域福祉計画が目指すもの	
1	基本理念	14
2	基本方針	
3	基本的視点	····16
第3章	地域の課題	
1	誰もが自分の居場所を持てるまちづくり	19
2	誰もが必要なサービスと情報に出会えるまちづくり	21
3	地域福祉の基盤づくり	23
· ·		
第4章	地域の課題解決に向けて	
1	基本施策	27
2	重点施策	
3	役割分担 ····································	
4	地域福祉計画の体系	
5	推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資料編		
1	社会福祉法 (抜粋)	47
2	茅ヶ崎市地域福祉計画策定体制	
3	茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会規則	50
4	茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会要網	
5	茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会委員名簿	
6	茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会専門部会部会員名簿	
7	ワークショップの概要	
8	茅ヶ崎市地域福祉計画策定過程	
9	茅ヶ崎市が策定した保健福祉計画の概要	70
10	市民アンケート調査結果の概要 ····································	80
11	茅ヶ崎市地域福祉計画策定委員会専門部会からの提案事項	91

◆本計画書の見方◆
二重囲み()は結論、普通囲み()は理由又は説明を示しています。

第1章 「地域福祉計画」とは何か。



地域福祉計画の定義

地域福祉計画は、地域住民が抱える福祉課題に対応するために、あるべき福祉の理念・目標を明らかにし、それを達成するための地域福祉活動、生活に必要なサービスの提供、生活環境の改善・整備などの取り組みについて、住民参加で策定し、実行する新しいタイプの計画です。

地域福祉計画は、私たちの生活の場、二一ズの発生する場、サービスや福祉活動が展開され、二一ズが充足される場である「地域」の視点によって策定される計画です。

また、その策定と実行は、行政だけでなく広く住民参加によってすすめられる ものであり、従来の保健福祉分野の計画には見られない特徴であるといえます。

② 地域福祉計画をつくる理由

茅ヶ崎市では、「住み慣れた家や地域で自分らしく幸せに暮らしたい。」 という願いをかなえるためには地域福祉計画をつくることが必要と考え るからです。

平成12年に社会福祉事業法が全面改正され、名称も社会福祉法に変わりました。この法改正により、「地域福祉の推進」が基本理念として掲げられ、はじめて市町村の地域福祉計画の策定が規定されました。(第107条)

茅ヶ崎市が、今回、地域福祉計画をつくるのは、この法改正の趣旨も踏まえたうえで、介護保険や生活保護等に代表される公的サービス、地域住民の福祉活動、民間による有料の各種サービスを組み合わせて、地域のなかでみんなが支え合っていくことが、「住み慣れた家や地域で自分らしく幸せに暮らしたい。」という誰もが抱く願いをかなえるためには必要と考えるからです。

(次のイメージ図を見てください。)

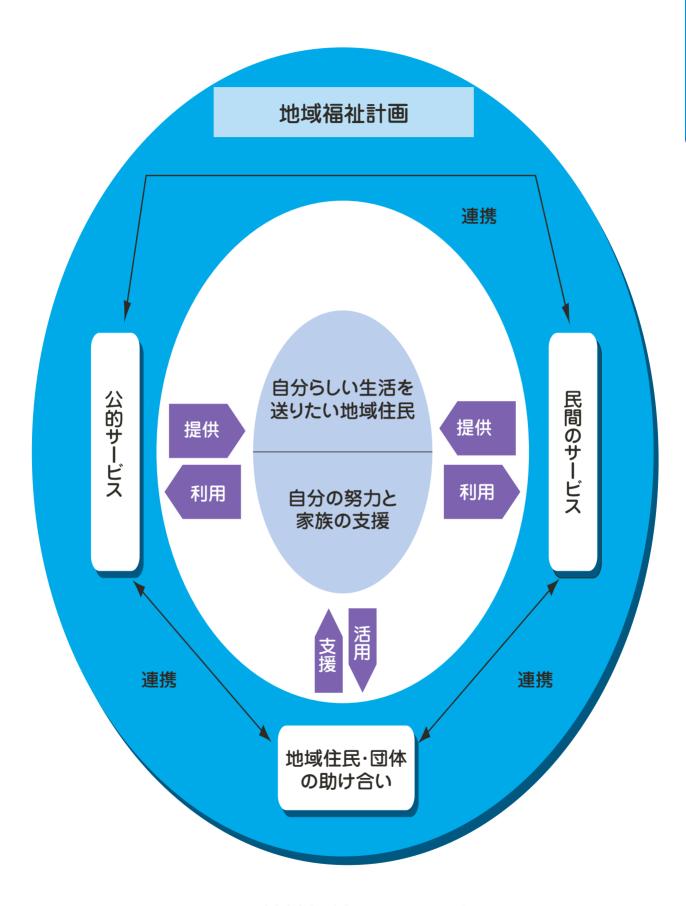


図 1 地域福祉のイメージ図

3 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、「地域」という視点に立って、他の保健福祉計画に 含まれていない独自の取り組みと他の保健福祉計画の地域に関する部分 を横断的に展開する取り組みを含んだ計画です。

茅ヶ崎市では、新総合計画後期基本計画(ちがさき・さわやかプラン)に基づき、各事業を推進しています。

また、新総合計画後期基本計画(ちがさき・さわやかプラン)の施策方針に沿って、個別の保健福祉計画を策定していますが、茅ヶ崎市地域福祉計画も同様の位置づけになります。

地域福祉計画と他の保健福祉計画との関係は、地域福祉計画が「地域」という視点に立って、他の保健福祉計画に含まれていない独自の取り組みを行うとともに、他の保健福祉計画の地域に関する部分を横断的に展開する取り組みを行うという役割をもつということです。

民間計画としては、茅ヶ崎市社会福祉協議会で取り組んでいる「地域福祉活動計画」がありますが、この計画は、地域福祉推進の理念、住民の主体的参加など、計画の一部が「地域福祉計画」と重なり合う部分があります。市民と行政の協働の視点で、市の地域福祉計画と車の両輪としてお互いに協働して行くことが重要です。

茅ヶ崎市には、既に新総合計画後期基本計画(ちがさき・さわやかプラン)をはじめとする様々な計画がありますが、それらと地域福祉計画の関係についてまとめます。

(1) 茅ヶ崎市で策定した各種計画との関係

ア 新総合計画後期基本計画(ちがさき・さわやかプラン)

新総合計画後期基本計画(ちがさき・さわやかプラン)は、茅ヶ崎市の様々な計画の基本となる市の基本構想、基本計画、実施計画からなるもので、地域福祉計画においてもそれらを基本として考えます。

この新総合計画後期基本計画(ちがさき・さわやかプラン)の第3部で、計画の推進に向けて①市民参加②男女共同参画社会③民間活力④情報化がキーワードとして掲げられていることを踏まえ、地域福祉計画においてもこの点を重視しました。

イ 他の保健福祉計画

茅ヶ崎市が策定した保健福祉計画は、次の表のとおりです。

担当課 計画の名称 策定・改定年月 計画期間 平成10年度~ 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画 障害福祉課 平成10年3月策定 平成22年度 高齢福祉課 茅ヶ崎市高齢者保健福祉計画・ 平成15年度~ 介護保険課 平成15年3月改定 介護保険事業計画 平成19年度 健康づくり課 茅ヶ崎市高齢社会トータルプ 平成10年度~ 高齢福祉課 平成10年3月策定 ラン 平成22年度 茅ヶ崎市次世代育成支援対策 平成17年度~ こども課 平成17年3月策定 平成21年度 行動計画 平成12年度~ こども課 茅ヶ崎市児童育成計画 平成12年9月策定 平成22年度 平成14年度~ 第2次茅ヶ崎市母子保健計画 健康づくり課 平成14年3月改定 平成18年度

表1 茅ヶ崎市が策定した保健福祉計画

ウ 他の諸計画

地域福祉計画は、その性格から保健・医療、教育、建築、道路、防災、情報推進等の様々な分野と関係があります。これらの計画と連携を取って、事業を推進していきます。具体的には、バリアフリー化に向けては、都市政策分野、地域での安全・安心体制の確立に向けては、防災分野、情報提供に向けては、情報推進分野、健康づくりに向けては、健康やスポーツ分野と連携していくことが重要です。

表2 諸計画との連携

計画の名称	担当課	策定・改定年月	計画期間
ちがさき生涯スポーツマスター プラン	スポーツ課	平成8年3月策定	平成8年度~ 平成18年度
茅ヶ崎市地域防災計画	 防災対策課 	平成15年3月改定	平成15年度~
ちがさき男女平等参画プラン	男女参画社会課	平成13年3月策定 (平成17年3月改定)	平成13年度~ 平成22年度
茅ヶ崎市地域情報化基本計画	情報推進課	平成13年3月策定	平成13年度~ 平成22年度
茅ヶ崎市総合交通プラン	都市政策課	平成14年3月策定	平成14年度~ 平成32年度
ちがさき都市マスタープラン	都市政策課	平成9年8月策定	平成9年度~ 平成27年度
茅ヶ崎市営住宅ストック総合活 用計画	建築課	平成15年3月策定	平成14年度~ 平成22年度

(2) 地域福祉活動計画との関係

茅ヶ崎市社会福祉協議会では、既に「第2次茅ヶ崎市地域福祉活動計画」 (計画期間:平成13年度~平成17年度)を策定しています。地域福祉活動計画は、市町村社会福祉協議会の立場で、地域の福祉ニーズを明らかにし、そのニーズを解決するための活動と、地域住民の福祉への参加促進を図る活動等を推進するための行動計画です。したがって、地域福祉推進の理念、住民の主体的参加など内容的に重複する部分があります。

今後は、市民と行政の協働の視点に立って、市の地域福祉計画と車の両輪としてお互いに協働しながら地域福祉を推進して行くことが重要です。具体的には、活動・交流拠点の整備や地域でのネットワークづくりでは、緊密な連携が必要になりますが、ボランティア活動の推進や地域福祉権利擁護事業*1等は今までの実績を踏まえて茅ヶ崎市社会福祉協議会として引き続き独自の事業展開が求められます。

^{*1} 判断能力が不十分な認知症高齢者などを対象に、その権利を擁護する事業。 茅ヶ崎市社会福祉協議会が本人と契約し、生活支援員が福祉サービスの利用や 日常的な金銭の支援を通して、その権利を擁護する事業

(3) 神奈川県地域福祉支援計画との関係

神奈川県では、市町村の地域福祉計画の推進を支援するため、地域福祉支援計画を平成16年度に策定しました。今後、茅ヶ崎市地域福祉計画の推進に向けて、密接な連携を取っていきます。

関連する福祉計画との関係を図で示すと次のとおりです。

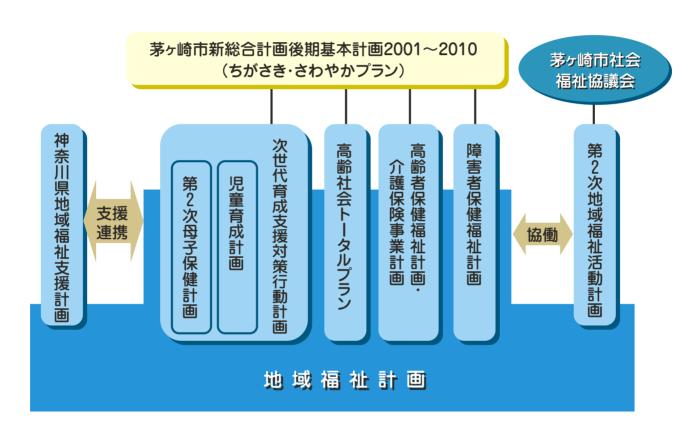


図2 地域福祉計画の位置づけ



茅ヶ崎市地域福祉計画の主な特徴

茅ヶ崎市地域福祉計画には、次の6つの特徴があります。

- ①地域が舞台になります。
- ② 住民の立場に立ったサービスを目指します。
- ③ ネットワークの構築を進めます。
- ④ 市民と行政の協働によって進めます。
- ⑤ 市民参加で進めます。
- ⑥ 男女共同参画の視点に立った取り組みをします。

(1) 地域が舞台になります。

地域が舞台になる初めての福祉計画ですから、地域の範囲をどのように考えるかは、大切な問題です。地域住民が協働で課題解決を図るには、お互いに顔がわかる自治会単位などの小地域が望ましいと考えられますが、日常の生活圏や行動範囲に比べると小さすぎる感もあります。

また、高齢者の見守り活動は、隣近所のようなかなり小さな地域で対応しますが、施設の送迎サービスの範囲は、市域全体であることが一般的です。

このように、地域の範囲は、サービスの内容や利用者により、自治会単位、 小学校区、中学校区、自治会連合会、地区社会福祉協議会等、市全域と様々で す。個々の福祉課題解決に適した地域の範囲を設定していくことが大切になり ます。

(2) 住民の立場に立ったサービスを目指します。

この計画では、住民の立場に立ったサービスの確立に重点を置いています。 そのために、サービスの質とともに種類や量が十分整備されていて、選択の幅 が広いことに加え、情報が誰にでも簡単に手に入り利用できる仕組みづくりに 努めます。

(3) ネットワークの構築を進めます。

必要な人に確実に福祉サービスが届くようにするためには、ネットワークの構築が必要です。このネットワークには、福祉サービス提供者や事業者だけでなく、各種相談機関、地域の民生委員児童委員等の人材、地区社会福祉協議会や自治会、行政機関など様々な関係者が参加することが望まれます。

さらに、潜在化しているニーズやほんのわずかな徴候に「気づく」ための仕組みづくりに努めます。

(4) 市民※2と行政の協働によって進めます。

本市の財政状況は、近年の社会経済情勢を反映し、大変厳しい状況であり、需要の増加する公的福祉サービスの供給にも限界があります。市民(福祉団体や民間企業も含まれます。)と行政が、お互いの長所を生かし短所を補いながら、協働して地域福祉の実現を目指します。行政が担うのは、地域における福祉サービス基盤の整備、サービス利用促進やサービスの質の向上への方策を総合的に推進することです。

また、地域福祉を推進するためには、地域福祉の活動拠点づくりが必要です。 この整備を推進するためには、地域にある既存の施設の活用や新たな整備のための行政としての積極的な取り組みが期待されます。

- ※2 市民という表現には当然、障害者も含まれますが、この計画でいう 「障害」とは、次のような視点でとらえています。
- ①身体の諸機能になんらかの変調、喪失をきたしている状態
- ②個人レベルで何かをすることができない、またはすることが困難な状態
- ③その社会、その時代の多くの人々に保障されている生活や社会活動への 参加が保障されていない、また、正当な社会的評価を保障されていない 状態

このため、「身体障害」「知的障害」「精神障害」にとどまらず、特別な支援を必要とする人たち、すなわち、「自閉症」「LD(学習障害)」「ADHD(注意欠陥多動性障害)」「アスペルガー症候群」「高次脳機能障害」などの人たちや、二つ以上の障害を併せ持つ「重度・重複障害」日常的な医療的サポートを必要とする「重症心身障害児・者」「難病(身体障害者手帳が交付されていない方)」の方たちも対象としています。

(「自閉症」等の定義は93頁参照)

(5) 市民参加で進めます。

多くの市民の参加により、地域福祉計画は作られました。この策定作業では、 行政からの情報提供だけでなく、市民自らが情報を収集し、検討を重ねてきま した。今後も、この計画を実施するために、多くの市民、福祉関係者の参加の 下に、お互いに協働して進めていきます。

(6) 男女共同参画の視点に立った取り組みをします。

地域の福祉活動を推進するためには、男女共同参画の視点に立った取り組みを進める必要があります。男女が地域を支える社会の対等な構成員として、地域福祉の様々な分野において参画する機会が確保され、男性も女性も共に暮らしの基盤となる地域福祉の課題に注目し、その解決のために積極的に参画していくことが期待されます。



地域福祉計画は、平成17年度からの5年間の計画で、3年目を目途に 見直しを行います。

この計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画としますが、3年目を目途に見直しを行います。これは、福祉を取り巻く状況の変化が激しいうえ、介護保険や年金制度の改革が予定されているからです。

	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)	(2012)
◆ 第1期計画期間 → ▶								
	→ 第2期計画期間 → →							
			見直し					

図3 計画期間



~みんなの議論から出発した計画づくり

多くの市民が参加して計画をつくりました。

公募の市民92名によるワーキンググループ、ワーキンググループの代表者も参加する4つの専門部会、専門部会の部会長も参加する策定委員会の3つの組織で2年近くの時間をかけて議論しました。3つの組織の仕組みは、次の模式図のとおりです。

また、平成16年1月から2月にかけて20歳以上の市民6,000人を対象にしたアンケート調査を実施しました。(資料80頁から90頁参照)

さらに、策定委員会でまとめた素案を平成16年12月から平成17年1月にかけて市民に広く公開し、意見を求めました。(これをパブリックコメントと呼んでいます。)



図4 3つの組織の仕組み

(1) ワーキンググループ

平成15年8月から公募の市民92名が11のグループに分かれて活動を開始しました。地域の課題を参加者自身が考え、お互いに意見を出し合いながら、グループとしての提案にまとめていきました。平成15年11月に市民対象の中間発表会、平成16年3月にメンバー同士の意見交換会を開催し、平成16年5月のまとめ発表会で最終的なグループごとの提案事項が発表されました。(資料57頁から61頁参照)

(2) 専門部会

31名の部会員が障害者福祉部会、高齢者福祉部会、児童福祉部会、総合調整部会の4部会に分かれて、平成15年8月から平成16年11月まで10回の会議を開催しました。各部会では、ワーキンググループからの提案事項を中心に議論を重ね、部会としての最終結論をまとめました。

(資料62頁から69頁及び91頁から127頁参照)

(3) 策定委員会

平成15年6月から平成17年2月まで9回の会議を開催しました。14名の委員が各専門部会の活動状況報告を受けながら、計画の枠組みの議論から始め、最後に計画原案をまとめ、市長へ報告しました。

(資料62頁から69頁参照)

第2章 地域福祉計画が目指すもの



基本理念

「私たちは、市民一人ひとりを尊重し、人間らしく心豊かに暮らせる まちをつくります。」

この茅ヶ崎市地域福祉計画の基本理念は、市民の誰もが年齢、性別、障害の有無、社会的・経済的地位などに関わりなく、個人として尊重され、その人らしく暮らせるまちの実現を目指すことです。

この茅ヶ崎市地域福祉計画の基本理念でいう「私たち」とは、市民、社会福祉法人、地区社会福祉協議会、自治会、市民を中心としたボランティア団体・NPO、民間企業、行政等本市に関係するすべての人や団体を含んでいます。



基本理念を具体化するために、次の3つの基本方針を推進します。

- ①私たちは、市民一人ひとりが主体的な力を発揮できるよう、参加·平 等・自立・自己実現を進めます。
- ②私たちは、自立支援のための福祉サービス供給システムの構築を進めます。
- ③私たちは、市民参加、市民と行政の協働により、福祉のまちづくりを 進めます。

3 基本的視点

3つの基本方針に含まれる9つの基本的視点を提示します。

3つの基本方針には、それぞれいくつかの基本的な視点が含まれています。 まず、最初の基本方針にあるように、市民一人ひとりが主体的な力を発揮する ためには、すべての人を受け入れて、包み込み、支え合う「ソーシャル・イン クルージョン*3」の考え方を普及させる必要があります。そして、この考え方 は、当然、お互いの人権を尊重し、他人の権利を擁護すること、個人が自立し て、自己実現が図られていることが前提になりますので、ここでは次の3つの 基本的視点を提示します。

- ① ソーシャル・インクルージョン
- ② 人権尊重·権利擁護
- ③ 自立・自己実現

次に、自立支援のための福祉サービス供給システムの構築を進めるためには、 情報提供の方法や相談システムを考える必要があります。さらに、これらの情報や相談された内容が関係機関とネットワークでつながっていなければ、問題解決にはなりません。その際、福祉の分野だけでなく、関連性が強い保健・医療の分野とのネットワークも当然必要になりますので、ここでは次の2つの基本的視点を提示します。

- ④ 相談システムとネットワーク・連携
- ⑤ 保健・医療・福祉の施策のネットワーク化

最後に、市民参加、市民と行政の協働により、福祉のまちづくりを進めるためには、地域福祉を支える人材の育成・確保・活用に力を入れるとともに、年

^{*3} social inclusion 地域社会の中の誰かを排除するのではなく、その地域社会を構成するすべての人々を受け入れて、包み込んでいく、という考え方。

齢、性別、障害の有無、社会的・経済的地位などに関係なく、誰もがお互いを 尊重し、社会参加の機会を持てるような地域づくり、バリアフリーや福祉教育 を中心にしたまちづくりを進める必要がありますので、ここでは、次の4つの 基本的視点を提示します。

- ⑥ 市民参加
- ⑦ 市民と行政の協働
- ⑧ 人材育成·確保·活用
- ⑨ まちづくり (バリアフリー、福祉教育など)

第3章 地域の課題

この章では、4つの専門部会(障害者福祉部会、高齢者福祉部会、児童福祉部会、総合調整部会)からあがった課題と市民アンケート等から浮かびあがった課題を分類・整理します。数多くの課題がありますが、特にその中から、①解決する手段があるもの、②緊急性があるもの、③市民の活動を促進するもの、④茅ヶ崎市の未来に向けてチャレンジするものを取り上げることにしました。さらに、専門部会は、障害者、高齢者、児童、総合調整の4部会で主に対象別に地域の課題を検討してきましたが、この章では、それらの課題を茅ヶ崎市全体の地域の課題として整理しました。

《地域の課題》

- 1 誰もが自分の居場所を持てるまちづくり
- 2 誰もが必要なサービスと情報に出会えるまちづくり
- 3 地域福祉の基盤づくり



誰もが自分の居場所を持てるまちづくり

【地域の課題】

地域には、乳幼児、児童、社会人、高齢者、障害者など年齢や性別や障害の 有無や社会的・経済的地位が異なる様々な人びとが生活しています。これらの 人びとに共通する課題として、地域における自分の「居場所」がない、という 問題をまず取り上げます。ここで「居場所」という場合、物理的な意味(活動 拠点)と心理的な意味(心のよりどころ)の2つの意味を持たせています。

(1) 児童や子育て中の親の居場所

児童やその親にとって、地域で子育てをしていく上で、児童が安心して遊べる場の確保と子育てで悩む親同士が気軽に集まることができる場の確保が課題となっています。児童福祉部会からも「子どもの居場所や子育てのコミュニティサロンとして、地域の学校、幼稚園、保育園の開放を進める。」との提案が出されています。

また、茅ヶ崎市子育で支援に関するアンケート調査でも、子育でをしていて困ること・困ったことで「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」が第1位となっており、遊び場の確保への期待が大きいことが分かります。また、子どもに今後させたい体験として、「自然と接する機会を持たせたい」が第1位となっており、自然とふれあう機会づくりも課題といえます。

(2) 中高生の居場所

中高生は、思春期特有の心身の不安定な状態だけでなく、不登校、ひきこもり、いじめなどの問題を抱えている場合もあり、自分の居場所、人とのつながりのきっかけとなる居場所を見つけることが課題となっています。文部科学省でも平成16年度から「子どもの居場所づくり新プラン」を策定し、学校等を活用した活動拠点の確保に乗り出しましたが、地域の視点からともすればもれてしまうことが多い中高生の居場所づくりは、緊急を要する課題といえます。

この点に関しては、児童福祉部会からも「中高生の精神的な居場所づくり」 が課題としてあげられています。

(3) 障害者の居場所

住み慣れた家で暮らしたり、施設や病院を出た障害者にとっては、地域で生活していく上で様々な困難があります。住まいや就労の場の確保と移動サービスの改善といった具体的な課題に加えて、地域で生活すること自体を支援する仕組みづくりが必要です。障害者福祉部会からも「住環境の整備」「就労の場の確保と支援」「移動方法、移動のサービス」「地域生活を支える仕組みづくり」の4点について課題提案がされています。

これらの課題は、障害者に対して地域住民の意識の中に少なからず存在する 偏見と差別とも密接な関係があるため、相互理解を深めるための取り組みが必要になります。

(4) 高齢者の居場所

高齢者にとって、地域とのつながりを継続的に持つことが生きがい健康づくりにつながっていきます。身近で気軽に集まれる居場所づくりが課題といえます。高齢者福祉部会からも「公共施設の有効活用による地域での居場所づくり」が課題としてあげられました。

(5) 世代間交流の場

高齢者と児童、小学生と中学生、中学生と高校生のような世代が違う人たちが交流できる場の確保も課題といえます。通常の学校生活では、同年代との交流が大部分ですので、地域や学校で世代間交流を進め、思いやりの心を養い、違った角度から物を見ることも学ぶ必要があります。



誰もが必要なサービスと情報に出会えるまちづくり

【地域の課題】

福祉サービスとそれを必要とする人とがうまく結びつく仕組みづくりが必要ですが、そのためには、情報の発信方法の多様化、情報の伝達内容の工夫、相談システムの確立、サービス提供のネットワーク化の推進、保健・医療との連携といった課題の克服が必要になります。

(1) 情報の発信方法の多様化

市民アンケート調査によれば、福祉に関する情報は、県・市の広報やパンフレットが一番の情報源ですが、他の情報に比べて、地域の助け合いやボランティア活動に関する情報を知らない、という回答が多くなっています。様々な福祉関連情報が発信されていても、それを必要とする人に確実に届かない場合がありますので、発信方法を多様化することが課題といえます。

(2) 情報の伝達内容の工夫

情報の発信と受信がうまくいっても、その情報を相手が理解し、活用されないと意味がありません。情報を必要とする人にとって、理解しやすい内容を伝達することが課題といえます。

(3) 相談システムの確立

市民の中には悩みはあるものの、具体的にどこに相談して、どのようなサービスを受ければいいか分からない人がいます。地域での問題把握から解決まで一貫して責任をもって対応できるような相談システムの確立とそれを支える人材の育成が課題といえます。人材に関しては、相談の内容をくみ取り、適切な窓口までつなげるようなコーディネーターが身近にいることが大切です。

(4) サービス提供のネットワーク化の推進

個人の課題に対して福祉サービスを個別に提供していくだけでは、その人の 課題全体の解決にはつながらない場合があります。課題解決に効果的な支援内 容を一体的に提供していけるように、関係機関との連携・協力体制をいかに整 備していくか、が課題といえます。また、地域でサービス提供体制がいかに整備されていても、個人の課題がそのネットワーク上にあげられなければ機能しませんから、地域における気づきの機能をいかに組み込むかということも課題といえます。

(5) 保健・医療との連携

市民の中でも、特に乳幼児・高齢者・障害者にとって重要な保健・医療といった福祉と密接に関連する分野との連携を深め、協力体制を築くことが課題といえます。



地域福祉の基盤づくり

【地域の課題】

地域福祉を推進するには、福祉基盤の整備が不可欠です。具体的には、物理的な基盤としては、まちのバリアフリー化の推進、意識的な基盤としては人権尊重の推進、市民意識の改革、福祉教育の推進、人的な基盤としては人材育成の推進及び人材の確保・活用の促進、制度的な基盤としては市民参加の促進、安全・安心体制の確立といった課題があります。

(1) まちのバリアフリー化の推進

市民アンケート調査によれば、障害のある人にもやさしい社会をつくるために大切なこととして、「道路の段差解消や公共的な建物への障害者用トイレ、エレベーターの設置などを推進する」が第1位になっています。外出することで、地域・人とのつながりが始まることから、気軽に外出したくなるようなまちづくりが課題といえます。また、概念として、バリアフリーは物理的な障害を取り除くための特別な配慮となりますが、そもそもすべての人が使いやすいようにデザインの段階から工夫するようなユニバーサルデザイン**4の考え方を取り入れていくことも重要です。

(2) 市民意識の改革

市民アンケート調査によれば、障害者に対する手助けの経験がない人が32パーセントあり、その理由として72.9パーセントの人が「手伝いを必要とする人が身近にいなかったり、必要とされたことがないから」をあげています。 日頃から触れ合える機会をどのように作っていくか、が課題といえます。

また、市民意識の改革は心のバリアフリー化であり、まちのバリアフリー化と一体的に進めていくことが重要です。

^{*4} universal design すべての人が使いやすいように考慮してつくられた建物や製品、情報通信技術などのデザインのこと。ユニバーサルデザインの考え方は、すべての人は人生のある時点で何らかの障害をもつという発想に基づいている。

(3) 福祉教育の推進

市民意識の形成は幼い頃からの教育によるところが大きく、地域社会や学校で、乳幼児、児童、障害者、高齢者など様々な人々と触れ合う機会をつくる真の意味での福祉教育の推進が課題といえます。

また、児童だけでなく、地域住民に対する講座やイベントによる福祉教育の 推進も重要です。

(4) 人材育成の推進及び人材の確保・活用の促進

地域福祉を支える人材育成は、大きな課題です。この人材には、有給の専門家も無給のボランティアもありますが、とりわけ地域で活動するコーディネーターの育成が課題といえます。

また、既に地域に存在する人材の確保・活用も重要です。民生委員児童委員、 福祉施設の職員などに加えて、専門知識を持ちながら地域に埋もれている人材 をどのように活用していくか、検討が必要です。

(5) 人権尊重の推進

地域で共に支え合って暮らしていくためには、互いの人権を尊重することが 基本になります。まだまだ根強い偏見を克服するために、すべての人を受け入れて、包み込み、支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方を普及させることが課題といえます。

また、人権が侵害されないような権利擁護の仕組みや、侵害された場合の救済方法の確立も併せて検討すべき課題です。

(6) 市民参加の促進

茅ヶ崎市ならではの地域福祉を推進するには、市民が主体的に地域の福祉活動に参加できる仕組みづくりが重要ですが、まだまだ参加機会が少なかったり、市民参加が進んでいない分野があったりするのが現状です。市民の主体的な参加をどのように進めていくのか、が課題といえます。

(7) 安全・安心体制の確立

地域で生活する高齢者、障害者、児童等が、日常生活において安心して暮らせることが必要です。このため、災害や緊急時に備えた地域での見守りや防犯・防災体制の整備を進め、安全・安心体制を地域で作り上げる仕組みづくりが課題といえます。

第4章 地域の課題解決に向けて

第3章で地域の課題として、①誰もが自分の居場所を持てるまちづくり、②誰もが必要なサービスと情報に出会えるまちづくり、③地域福祉の基盤づくりの3点があげられました。第4章では、これらの課題を解決するために必要となる基本的な考え方を示します。



(1) 「誰もが自分の居場所を持てるまちづくり」の実現に向けて

年齢、性別、社会的状況に関係なく、誰もが地域で孤立することなく、お互いを尊重しあいながら、自立・自己実現の場となるような居場所づくりを、物理的・心理的両面から進めていきます。

① 物理的な居場所づくりの推進

【施策の方向性】

- ○生きがいづくり、健康づくりなど関連分野を活用して、自分にあった地域 社会への参加のきっかけづくりを進めます。
- ○自分の居場所や仲間同士で集まる地域での活動・交流拠点が持てるよう、 市民参加による拠点整備を進めます。
- ○地域で孤立している人が社会参加できるように、多様な生活・働きの場づ くりを進め、誰もが自分の居場所を持てる地域社会づくりを目指します。

【基本施策の内容】

基本施策の内容

- 1 地域での活動・交流拠点の整備 (既存施設の活用や民家の借り上げなど)
- 2 仲間づくりによるいきがいや達成感を味わえる場づくり (趣味やスポーツなどを通じて)
- 3 公共施設の有効活用
- 4 市民参加による福祉の拠点づくり
- 5 地域で生活するための多様な生活・働きの場の確保 (グループホーム**5の整備や作業所などで作られた製品の販売場所の確保など)

^{*5} group home 専門職員の援助を得ながら少人数のメンバーが地域社会の通常の住宅で生活する形態のこと。欧米で脱施設化の実践として知的障害者を対象に始まり、障害者・高齢者・児童分野にも広がってきた。

② 心理的な居場所づくりの推進

【施策の方向性】

○福祉教育により、市民意識の改革を行い、お互いを尊重しあう、心安らぐ 居場所づくりを推進します。

【基本施策の内容】

基本施策の内容

- 1 福祉教育による市民意識の改革 (学校教育や市民向けの福祉講座を通じて)
- 2 児童・障害者・高齢者等の精神的な居場所づくり

(2)「誰もが必要なサービスと情報に出会えるまちづくり」の 実現に向けて

誰もが必要な時に必要な情報に出会い、必要なサービスが受けられるように、 地域の特徴を生かした、情報との出会いからサービス利用までのスムーズな仕 組みづくりを整えます。そのためには、相手に伝わる情報内容を工夫し、必要 なサービスと情報が引き出せるようなネットワークづくりを進めます。情報が 統合的に提供できるように、保健・医療・福祉情報の連携を図ります。

① 情報の効果的な活用促進

【施策の方向性】

- ○誰でも必要なサービスや情報を入手できるように、情報提供手段の多様化 を図り、情報格差を少なくします。
- ○情報を必要とする受け手の特徴にあわせて、情報量や提供内容を工夫します。
- ○個人情報の保護を徹底させます。

【基本施策の内容】

基本施策の内容

1 情報の発信方法の工夫

(インターネットの活用、活字を大きくしたシルバーニュースの発行、手話放送の充実、点字や音声による情報提供など)

- 2 市民にわかりやすい情報内容の工夫
- 3 個人情報保護の徹底

② 相談窓口・相談機能の充実

【施策の方向性】

- ○身近で気軽に相談できる窓口を設置し、適切な対応が受けられる仕組みを 整備します。
- ○地域の生活課題を発見し、必要な相談ネットワークへとつなぐ地域の橋渡 し役の育成を進めます。

【基本施策の内容】

基本施策の内容

1 身近な相談窓□の整備

(地域の相談窓口の設置やインターネットを使った相談システムの構築など)

2 地域のコーディネーターの育成

(特に専門的知識を持ったコーディネーター)

③ サービス提供のネットワーク化の推進

【施策の方向性】

- ○社会で孤立している人も含め、地域で困っている人に気づきのアンテナを向けられる支援体制づくりを進めます。
- ○地域の既存組織と連携し、地域での支援ネットワークづくりを進めます。

【基本施策の内容】

基本施策の内容

1 地域での支援ネットワークづくりの推進

(地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、ボランティア団体などを 結んで)

2 地域の既存組織との連携

④ 保健・医療との連携推進

【施策の方向性】

○情報提供側の協力・連携体制を整備し、保健・医療・福祉の情報の統合化 を進めます。

【基本施策の内容】

基本施策の内容

保健・医療・福祉の情報の統合化

(3)「地域福祉の基盤づくり」の実現に向けて

性別・年齢・社会的経済的地位などに関係なく、誰もが地域社会にいつでも 出かけられる環境の整備と参加する機会づくりを進めます。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民一人ひとりの理解と地域の支え合いの仕組みづくりを整備し、地域で支えあう人材の育成や活用を進めます。

① まちのバリアフリー化の推進

【施策の方向性】

- ○いつでも誰でも気軽に外出できる支援体制を進めます。
- ○市民一人ひとりにやさしい福祉のまちづくりを進めます。

【基本施策の内容】

基本施策の内容

福祉のまちづくりの推進

(施設や住宅のバリアフリー化、外出を支援するボランティア育成や移動サービスの充実など)

② 市民意識の改革

【施策の方向性】

- ○地域福祉計画の市民への浸透を通じて、市民とともに計画の実現を目指します。
- ○共に考える機会や日常的な交流を通じて、市民意識の改革を進めます。

【基本施策の内容】

基本施策の内容

1 地域福祉計画の市民への浸透

(フォーラムの開催や児童、高齢者、障害者等対象者別の概要版の作成・配布など)

2 市民意識の改革

(講座・イベントの開催、障害者や高齢者の交流機会の設定など)

③ 福祉教育の推進

【施策の方向性】

○福祉に関する知識・関心を高めて、支え合いのこころと実行力を持った市 民を育てます。

【基本施策の内容】

基本施策の内容

1 福祉教育の推進

(学校教育や福祉講座などを通じて)

2 福祉意識の醸成

(イベントやフォーラムなどを通じて)

④ 地域の人材育成の推進及び人材の確保・活用の促進

【施策の方向性】

- ○地域を支えるボランティア、専門職、教育者、コーディネーターを育成し、活用します。
- ○既に地域に存在する人材を確保し、有効活用します。

【基本施策の内容】

基本施策の内容

- 1 福祉ボランティアの育成
- 福祉専門職の育成 (特に地域のコーディネーター)
- 福祉教育者の育成
 (ボランティア関係者を通じて)
- 4 地域に存在する人材の認知度向上と確保・活用促進 (例えば民生委員児童委員や福祉施設の職員など)
- 5 (再掲) 地域のコーディネーターの育成 (特に専門的知識を持ったコーディネーター)

⑤ 参加の機会づくりの推進及び市民活動の支援

【施策の方向性】

- ○地域において、市民参加、男女共同参画、市民と行政の協働を進めます。
- ○市民活動が活発になり、継続するよう支援します。

【基本施策の内容】

基本施策の内容

- 1 市民参加・男女共同参画・市民と行政の協働の推進 (年齢、性別、障害の有無などに関係なく社会参加の機会が持てる地域づくりの推進など)
- 2 市民活動の支援

(市民活動の活性化・継続化の支援)

⑥ 地域での安全・安心の仕組みづくりの推進

【施策の方向性】

○住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

【基本施策の内容】

基本施策の内容

1 地域での気づき・見守り体制づくりの推進

(ひとり暮らし高齢者の病気、児童や高齢者虐待、DV*6などの早期発見・再発防止の体制づくりなど)

- 2 防犯・防災体制づくりの推進
 - (防災マニュアルの作成・配布や緊急通報システムの範囲拡大など)
- 3 家族介護者への支援体制づくりの推進
- 4 人権尊重の推進

(特にホームレス、児童、高齢者、障害者、DV被害者など)

5 権利擁護の推進

(地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知及び利用促進など)

6 虐待防止の仕組みづくりの推進

^{*6} Domestic Violenceの略。配偶者や恋人などの親密な関係にある、又はあった者からふるわれる身体的・性的・精神的な暴力のこと。

2 重点施策

基本施策のうち、この計画の計画期間である 5 年間で取り上げるべきもの を次の基準で選び、重点施策とします。

- ○4つの専門部会で共通して取り上げられたもの
- ○緊急性の高いもの
- ○5年間で成果を出すのは難しいが、長期的な取り組みが必要なもの

(1) 地域福祉計画の市民への浸透及び市民意識の改革

茅ヶ崎市地域福祉計画を実施するにあたり、この計画が何を目指し、何を実現させようとしているのか、その内容を広く市民に知ってもらうことがスタートとなります。また、地域福祉の主体である市民の活動を活性化させるためには、市民意識の改革が必要です。これらの内容は、継続して取り組まなければ効果が得られないものですから、長期的な視点で、「地域福祉計画の市民への浸透」及び「市民意識の改革」を重点施策として掲げ、関連する様々な分野とも連携しながら、意識面からの改革に取り組んでいきます。

(2) 地域での活動・交流拠点の整備

4つの専門部会からあげられた課題の中で共通するのが居場所の問題です。誰もが地域で暮らしていくためには、自分の居場所があることが基本となり、また、市民活動の活性化のためにも活動する拠点があることが重要です。拠点は、単なる居場所ではなく、情報や人がそこを中心に広がり、また、情報や人が周りからそこに集まるという、地域で情報や人のネットワークを構築する上での中継基地とも位置づけられます。地域福祉計画の実施に向けて、この「地域での活動・交流拠点の整備」を重点施策として掲げ、地区ごとの拠点整備を進めていきます。

(3) 情報の発信方法及び市民にわかりやすい情報内容の工夫

福祉に関する情報は、現在でも様々な分野・媒体から発信されています。これらの情報が、その情報を必要とする人に確実に届き、その情報の内容が理解されなければなりません。既存のものを有効活用できることから、「情報の発

信方法の工夫」及び「市民にわかりやすい情報内容の工夫」を重点施策として 掲げ、情報を発信する側の意識改革も含めて、進めていきます。

(4) 地域のコーディネーターの育成

情報を活用するには、発信された情報をきちんと受け止められる受信機能が必要です。しかし、地域の中にはこのような受信機能を持ち合わせない人もいますので、地域にある多様な潜在化したニーズを受け止め、課題解決に向けて、地域の人や組織に結びつけられるコーディネーター役の存在が必要です。

このコーディネーターには、専門性と責任が要求されることから、設置に当たっては、地域のボランティアの活用や専門職としての確保が必要です。

このため、「地域のコーディネーターの育成」を重点施策として掲げ、体系的に育成できるプログラムを検討していきます。

(5) 地域での支援ネットワークづくりの推進及び地域の既存組織との連携

地域での活動・交流拠点が有効に活用されるためには、情報と人のネットワークを構築していくことが必要です。ただし、地域によって社会資源や生活している構成員が違うことから、どのようなネットワークの構築が有効かは、地域特性や解決すべき地域課題の内容にもよります。「地域での支援ネットワークづくりの推進」及び「地域の既存組織との連携」を重点施策として掲げ、効果的なネットワークづくりを進めます。

3 役割分担

重点施策の5項目については、次のような役割分担が期待されます。

重点施策	市民	市
1 地域福祉計画の市 民への浸透及び市 民意識の改革	[個人] ○一人ひとりが問題意識を持って、地域で必要とされるものへの関心を寄せること ○自分たちの自分たちによる自分たちのための計画という意識づけ ○説明会・勉強会などへの積極的な参加 [地域で活動する団体] ○各種活動を通しての市民への周知	○茅ヶ崎市地域福祉計画が目指す こと、実現しようとすること等 その内容の市民への周知及び関 係機関・団体等との調整 ○児童、高齢者、障害者等別の計 画の概要版の配布 ○市民の福祉活動活性化のため、 市民意識の改革への取り組み
2 地域での活動・交流拠点の整備	[個人] ○自分の住む地域の自治会や地区 社会福祉協議会活動への理解と協力 ○整備目的の理解と利用する立場 での意見具申	○地域での活動・交流拠点の整備 を茅ヶ崎市社会福祉協議会と連 携して推進
3情報の発信方法及 び市民にわかりや すい情報内容の工 夫	[個人] 〇市民としてほしい情報や今何をしてほしいのかといったニーズの明確化 〇情報には必ず目を通す意識を持ち習慣化すること 〇疑問点・不明点の照会など理解への努力と身近な情報の該当者への周知	○市から発信している情報が、必要とする人に確実に届き、内容が理解されるよう、発信方法と内容を総点検

福祉関係団体	福祉事業者
「茅ヶ崎市社会福祉協議会」○茅ヶ崎市地域福祉計画との整合性を図り、地域福祉活動計画の見直し検討○地域福祉活動計画の市民への周知(計画概要版の配布、広報、講座)[ボランティア団体・NPO]○構成員への周知徹底○各種活動を通しての市民への周知	○茅ヶ崎市地域福祉計画の利用者や市民への広報 ○高齢・障害・児童等の種別ごとの計画についての広報 ○個別の福祉計画に対して、地域福祉計画の考えを組み込むための取り組み ○福祉サービスの提供事業を通しての施設利用者等への計画の浸透 ○施設利用者等に対する計画の概要版の配布協力 ○福祉サービスの提供事業を通しての市民意識の啓発
 「茅ヶ崎市社会福祉協議会」 ○活動・交流拠点の整備を市、地区社会福祉協議会と連携して推進 [地区社会福祉協議会] ○活動・交流拠点の整備を市、茅ヶ崎市社会福祉協議会と連携して推進 「ボランティア団体・NPO」 ○活動・交流拠点の整備を市等と連携して推進 「茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会」 ○活動・交流拠点の整備を市等と連携して推進 	○地域の活動団体やボランティアの受け入れ○福祉サービス利用者と地域住民との交流活動の実施○高齢者や障害者の公民館などの講座への参加促進○地域での活動・交流拠点の整備を市、市社協と連携しての推進
[茅ヶ崎市社会福祉協議会] ○チラシ、広報、情報提供媒体(インターネット、点字、テープ(音声))の検討 [ボランティア団体・NPO] ○各種活動を通しての関連情報の発信 ○サービス提供等を通して利用者にわかりやすい情報の伝達 ○必要な情報の選択、わかりやすい情報の提供ができるよう、構成員の専門性の向上 ○情報やサービスを必要とする人の発掘	○情報の理解が得られやすいような視覚的、聴覚的に分かりやすい情報伝達法の工夫 ○市から発信されている情報を施設利用者 等から要請された場合の説明の実施

重点施策	市民	市
4 地域のコーディネ ーターの育成	[個人] ○相談内容の明確化 ○生涯学習意欲の向上と自己研鑽 ○地域活動に対する家族の理解と 努力 [地域で活動する団体] ○潜在能力を有する人材の情報提 供	○地域にある潜在化したニーズを 受け止め、課題解決に向けて、 地域の人や関係機関等に結びつ けるコーディネーターの育成
5 地域での支援ネットワークづくりの 推進及び地域の既 存組織との連携	[個人] ○住民の要望・地域の要望の明確 化 ○連帯意識の自覚・醸成と小地域 活動への参加 [地域で活動する団体] ○既存及び新たなネットワークへ の協力	○効果的なネットワークづくりに 向けての支援

福祉関係団体	福祉事業者
[茅ヶ崎市社会福祉協議会]○既存の講座の充実とコーディネーター育成の支援[地区社会福祉協議会]○コーディネーター育成の支援[ボランティア団体・NPO]○構成員の専門性・コーディネート能力の向上	○専門的な相談支援のできる相談員の育成 ○コーディネーター育成への福祉事業者の 専門性を生かした協力
 「茅ヶ崎市社会福祉協議会」 ○既存及び新たなネットワークへの情報提供、連絡調整、活動支援 「地区社会福祉協議会」 ○新たなネットワークへの参加 ○既存のネットワークへの情報提供、連絡調整、活動支援 「ボランティア団体・NPO」 ○各種団体・関係機関との連携 	○種別ごとの地域の団体、事業者のネットワーク化の促進 ○地域の当事者団体、家族会等とのネットワーク化の促進 ○種別ごとの茅ヶ崎市の福祉計画作成・実行について参画するためのネットワークの構築 ○福祉事業者間の更なる連携を図り、地域での地域住民支援ネットワークづくりの推進及び地域の既存ネットワークの活用への協力

地域福祉計画の体系

基本理念

私たちは、市民一人ひとりを尊重し、人間らしく心豊かに暮らせるまちをつくります。

基本方針

- ①私たちは、市民一人 ひとりが主体的な力 を発揮できるよう、参 加・平等・自立・自己 実現を進めます。
- ②私たちは、自立支援 のための福祉サービ ス供給システムの構 築を進めます。
- ③私たちは、市民参加、 市民と行政の協働に より、福祉のまちづく りを進めます。



基本的視点

- ①ソーシャル・インクルー ジョン
- ②人権尊重·権利擁護
- ③自立・自己実現
- 4相談システムとネットワーク・連携
- ⑤保健・医療・福祉の施策 のネットワーク化
- ⑥市民参加
- ⑦市民と行政の協働
- ⑧人材育成・確保・活用
- ⑨まちづくり(バリアフリー、福祉教育など)

地域の課題

- 1 誰もが自分の居場所を持てるま ちづくり (P.19)
 - (1) 児童や子育て中の親の居場所
 - (2) 中高生の居場所
 - (3) 障害者の居場所
 - (4) 高齢者の居場所
 - (5) 世代間交流の場



- 2 誰もが必要なサービスと情報に 出会えるまちづくり (P.21)
 - (1) 情報の発信方法の多様化
 - (2) 情報の伝達内容の工夫
 - (3) 相談システムの確立



(5) 保健・医療との連携



3 地域福祉の基盤づくり (P.23)

- (1) まちのバリアフリー化の推進
- (2) 市民意識の改革
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 人材育成の推進及び人材の確保・ 活用の促進
- (5) 人権尊重の推進
- (6) 市民参加の促進
- (7) 安全・安心体制の確立



資



☆は重点施策

5 推進体制

茅ヶ崎市地域福祉計画は、多くの市民参加により策定しました。

この計画を実現するためには、市民と行政が密接な連携をしながら協働で取り組み、地域福祉の課題としての「誰もが自分の居場所を持てるまち」「誰もが必要なサービスと情報に出会えるまち」「地域福祉の基盤づくり」等の解決を目指し推進する必要があります。

市では、計画の基本理念である「私たちは、市民一人ひとりを尊重し、人間らしく心豊かに暮らせるまちをつくります。」の実現のため、平成17年度から地域福祉計画の市民への浸透を図るフォーラムや講座の開催、周知・啓発、地域の橋渡し役となるコーディネーターの育成、サービス提供ネットワークの構築など、市民と協働で進めていきます。

また、地域の取り組み方には、特性や相違がありますが、地域が主体となって、順次、地域の体制整備と地域による具体的な施策への取り組みがされるよう推進していきます。

計画の推進や進行管理等に当たっては、次のような推進体制を整備し、市民と連携を図りながら進めます。

(1) 茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会の設置

地域福祉計画の基本施策を推進するため、茅ヶ崎市地域福祉計画推進委員会を平成17年度に設置します。構成メンバーには、市民、学識経験者、茅ヶ崎市社会福祉協議会、自治会連合会、地区社会福祉協議会、市内の福祉施設職員等を予定しています。この委員会では、次の点を主に目標達成に向けての具体的方法の検討、進行管理や調整等をすることとします。

- ○基本施策を推進するための具体的な推進手順等
- ○地域での拠点整備や組織づくりの支援方法
- ○計画の進行管理と評価の方法
- ○計画の見直し

(2) 茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議の設置

地域福祉計画の基本施策を推進する庁内関係機関の調整のため茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議を平成17年度に設置します。構成メンバーは、福祉、保健、まちづくり等地域福祉推進に係わる関係各課を予定しています。